

消費者安全法案のポイント

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等所要の措置を講ずる。

(1) 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する**基本方針**を策定

(2) 地方公共団体の事務と消費生活センターの設置等

ア 地方公共団体は、消費生活相談、苦情処理のあっせん等の事務を実施

イ アの事務を行うため、**消費生活センター**を設置（都道府県は必置、市町村は努力）

(3) 消費者事故等に関する情報の集約等

ア 行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、被害の拡大のおそれのある**消費者事故等に関する情報を内閣総理大臣に通知**（生命・身体に関する**重大事故等**については直ちに通知）

イ 内閣総理大臣は、消費者事故等に関する情報等を集約・分析し、その結果を公表

(4) 消費者被害の防止のための措置

ア 内閣総理大臣は、消費者の**注意喚起**のための情報を公表

イ 被害の防止を図るために実施し得る**他の法律の規定に基づく措置がある場合**

⇒ 内閣総理大臣は、法律に基づく措置を実施するよう**関係各大臣に要求**

ウ 被害の防止を図るために実施し得る**他の法律の規定に基づく措置がない場合**（いわゆる「**すき間事案**」の場合）で、かつ生命・身体に関する**重大事故等**の場合

① 内閣総理大臣は、**事業者に対し**、必要な措置をとるよう**勧告**

⇒ 正当な理由なく**従わない場合は**、当該措置をとることを**命令**

② 内閣総理大臣は、**急迫した危険がある場合は**、①の手続を経ず、必要な限度において商品の**譲渡等を禁止・制限**

⇒ **禁止・制限措置に違反したときは**、商品の**回収等を命令**

※ 上記の命令、禁止、制限に従わない場合には、罰則あり。

消費者庁関連予算の概要

○消費者の安全・安心を確保するため、消費者庁を創設し、情報の一元的な集約・分析、消費者が必要とする情報の迅速な発信に取り組むとともに、消費者に身近な問題を取り扱う法律を企画立案、執行するなど、一元的な消費者行政を推進する(平成21年度予算)。

○地方の消費生活相談体制の強化については、都道府県に基金を造成するなど平成20年度補正予算で措置。

○平成21年度当初予算と平成20年度第1次補正予算、第2次補正予算を合わせて消費者の安全・安心確保のための体制強化策の予算として総額約358億円を計上。

平成21年度予算

約93億円

①情報の集約・分析機能や司令塔機能の整備

「表示」「取引」「安全」に関する情報を一元的に集約、分析を行い、消費者への情報発信を行う。さらに、消費者安全法に基づき各省庁に対し司令塔として措置要求を行い、消費者の安全を確保する。

②消費者庁が所管する「表示」「取引」「安全」に関する法律の企画立案、執行

景品表示法、JAS法、食品衛生法、特定商取引法、消費生活用製品安全法など消費者に身近な問題を扱う法律を幅広く所管し、消費者の利益を守るために企画立案、執行を行う。また、いわゆる「すき間事案」に対しては消費者安全法に基づき、消費者庁自らが対応する。

③その他の消費者利益の擁護等に係る施策の推進

消費者基本法、消費者契約法、公益通報者保護法、個人情報保護法などの推進や消費者教育の充実・強化等を図る。

④消費者庁の定員に係る人件費等

消費者庁長官以下204名の定員。
情報分析、法執行等に専門的な知見を有する非常勤職員を活用。

平成20年度第1次補正予算

約10億円

①PIO-NET端末の追加配備

現在配備されていない市町村を中心に当面500箇所に追加配備。

②商品テスト機能の強化

国民生活センターの商品テスト機能拡充のため、機械設備の更新や機器の整備を行う。

平成20年度第2次補正予算

約255億円

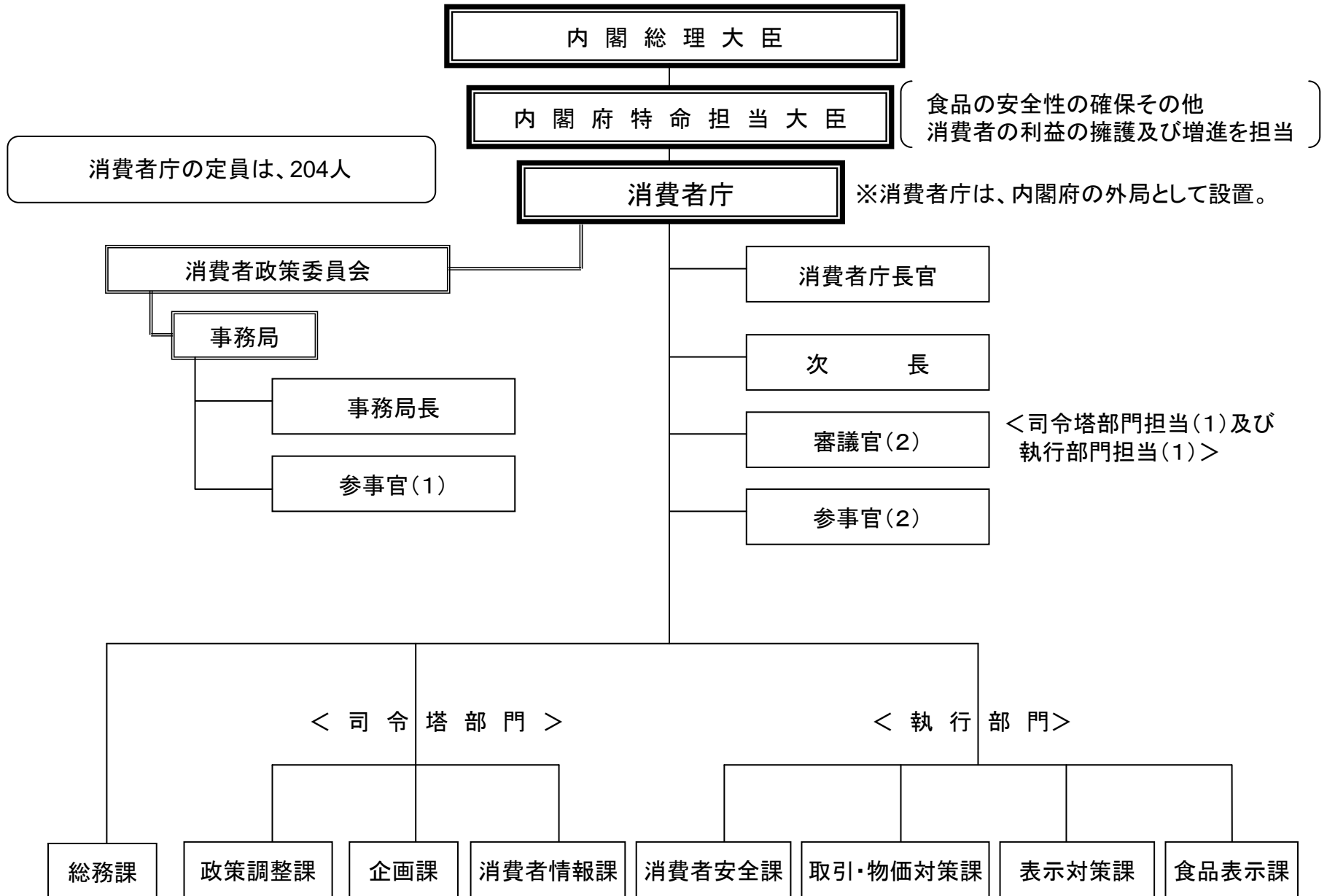
①地方消費者行政活性化のための基金の造成

都道府県に消費者行政活性化のための基金を造成し、市町村を含め消費生活センターの設置・拡充や相談員のレベルアップ等に取り組む地方公共団体を支援。

②国民生活センターによる地方支援事業

経験豊富な相談員による指導の実施や相談員養成講座の拡充等を行うなど、国自らも国民生活センターを活用した地方支援事業を実施。

消費者庁組織図（案）



※緊急時等にはタスクフォースを活用し、迅速かつ的確に対処